

第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人 岡山県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

S18132・岡山県 29-01・岡山県第 30-継続 07

③施設の情報

名称：香川県立斯道学園	種別：児童自立支援施設	
代表者氏名：園長 前田浩	定員（利用人数）：30名 ※一時保護10名含む	
所在地：高松市西宝町二丁目6-9		
TEL：087-861-4834	ホームページ： https://www.pref.kagawa.lg.jp/shidogakuenn/shidou/kfvn.html	
【施設の概要】		
開設年月日：1909年10月24日		
経営法人・設置主体（法人名等）：香川県		
職員数	常勤職員：27名	非常勤職員：11名
有資格 職員数	社会福祉士 6名	幼稚園教諭 5名
	精神保健福祉士 1名	小学校教諭 2名
	介護福祉士 1名	特別支援学校教諭 1名
	保育士 8名	中学校教諭(音楽) 1名
	公認心理師 2名	保健師 1名
	栄養士 1名	医師(内科・精神科、嘱託) 2名
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	男子2寮(1人部屋6室、2人部屋2室、親子居室1室) 女子1寮(1人部屋8室、2人部屋1室、親子居室1室) ※うち、男子1寮は一時保護受託寮	本館・みねやま分校(園長室、事務室、保健室、調理室、職員室、相談室2、心理療法室、会議室など) 各寮共通(玄関、職員室、当直室、特別支援室、リビング、食堂など) その他(運動場、体育館)

④理念・基本方針

<理念>

子どもの育ち直し・育て直しのためサービス「子どもが生活する力」「子どもが学ぶ力」「子どもが働く力」「子どもの周囲の力」を育む支援を行う。

<基本方針>

*5つの基本姿勢

- ①尊重・合意の姿勢 ②良質な集団生活の安定を確保する姿勢 ③規則の押しつけや不要な管理をしない姿勢 ④「育ち・育て直し」を追求する姿勢 ⑤信頼感を深める姿勢

⑤施設の特徴的な取組

- ・中卒後の支援として「斯道学園ケース会議(五者懇談会)運営要領」に基づく「五者懇談会」(児童本人、保護者、出身(小)中学校、児童相談所及び斯道学園(みねやま分校を含む)が参加)の開催や退所後5年間のフォローアップ、アフターケアの取組などがあります。
- ・空き寮(男子寮:8室)を利用し、一時保護受託寮として2019年より受け入れを開始しています。
- ・児童相談所が隣接しており、かつ児童相談所の地域支援事業部門(市町村連携)職員が斯道学園職員室の一角で執務しており、また、敷地内にある「みねやま分校(小・中)」教員室も職員室と共用しているため、定期的な会議だけでなく日常的に三者の密な連携とコミュニケーションが図られています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年9月1日(契約日) ~ 令和4年3月17日(評価結果確定日)
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成29年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

I. 支援の基本方針と組織

社会的養護をとりまく環境を的確に把握し、児童相談所が近いというメリットを活かしながら社会のニーズに対応しています。具体的には、発達障害や精神障害など重複障害のある子どもについては、他の専門機関と連携しながら、場合によっては繋ぐなどして取り組んでいます。また、空き寮(男子寮:10室)を利用し、一時保護受託寮として2019年より受け入れを開始しています。実人員、延べ日数、平均保護日数とも増加しており、このことから社会のニーズに応えていることが伺えます。

II. 施設の運営管理

社会福祉士の有資格者6名、精神保健福祉士の有資格者1名、公認心理師の有資格者2名、保健師の有資格者1名など、他の社会的養護施設と比較しても専門職の体制整備については目を見張るものがあります。香川県の採用計画としても、より有資格者の採用を重視する傾向にあります。また、職員からも社会的養護に必要な国家資格取得の希望や取組がヒアリングによって確認できています。

III. 適切な支援の実施

様々な要綱・要領・手引き・マニュアル類が整備されており、支援の細かな手順や方法が定められ業務の標準化が図られています。また、ヒヤリハット、災害対応、感染症

対策、苦情解決など危機管理関連の規程や対応マニュアルも大変きめ細かく整備されています。これら規程類や手順書のきめ細かい作成は、人事異動による職員の入れ替わりが多い公立施設において、業務が職員の個人技に陥ってしまうことを防ぐとともに、会議開催など職員間・組織間連携が時の経過や職員の代替わりなどとともに変質・減衰することを防止する意味もあり、高く評価できます。

A. 内容評価

支援体制は子どもと職員の割合が3:4と手厚いことに加え、地域連携支援室が併設されていること、児童相談所が目の前にあることなどからも支援者同士が強い繋がりをもって支援が実施されていることが伺えます。特に、子どもの支援方針決定の際に開催される五者懇談会は、この施設の大きな強みになっています。集団生活においては、男子寮と女子寮で同じ日課やスケジュールで生活をするのではなく、各寮の寮長が主体となって集団や個別の特性を考慮して実施されています。各寮長及び担当職員に裁量権が与えられており、それぞれが主体的に責任を持って支援を行っている様子がヒアリングで伺えました。また、市街地にある施設という特性を活かして、子どもの買い物に同行したり、施設内の私道を住民に開放したりするなど、子どもが閉鎖的に感じないような雰囲気づくりにも尽力されています。

◇改善を求められる点

I. 支援の基本方針と組織

事業概要(事業報告)はあるものの、単年度の計画(事業計画)は策定されていません。したがって、県の施設として予算や年間行事予定、業務分掌表(組織図)などは当然中・長期計画や昨年度の事業概要(事業報告)に基づき立てられていますが散在しています。一方、事業概要(事業報告)には、理念・基本方針(5つの基本姿勢)だけでなく、「所属目標」、「所属スローガン」、「行動指針」、「所属メッセージ」が明記されています。したがって、まずは事業概要(事業報告)を職員全員に配布されるとともに、前述の4つの内容を含めた事業計画を作成され、全職員に配布、周知されてみてはいかがでしょうか。

A. 内容評価

職場実習や職場体験に関するマニュアルがありません。施設や子どもの特性上、事業者の理解を得るには大変な時間と労力が必要かと思われます。職員アンケートやヒアリングからは、「子どもが幅広い職種から選択できていない」といった声がありました。新しい業態を開拓する際の負担軽減のためにも、今までの実績やみねやま分校のボランティア事業を参考に、マニュアルを作成してみてはいかがでしょうか。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受審し、多岐にわたる項目について、評価・調査員の方々と他施設の状況も含め具体的な話をし、情報を教えていただく中で、当施設の客観的な評価や貴重な示唆を得ることが出来ました。

高評価項目につきましては、それを継続、若しくは更なる向上を目指し、改善や工夫が必要とのご指摘いただいた項目については、園全体の課題として取り組みをより充実させていくよう努めます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童自立支援施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設では、理念・基本方針(5つの基本姿勢)が明文化されています。あわせて、子どもの自立と社会参加を促進するための「3つの支援」(①子どもの自立支援、②保護者・家族支援、③地域社会支援)が掲げられ、これらは、職員の資質向上のための研修目的(期待する職員像)として何れも明文化されています。これらは、事業概要(事業報告)や受審施設のホームページには記載されているものの、玄関など職員の見やすい場所への掲示は確認できませんでした。また、毎日の朝礼で施設長の言葉として伝えているものの、職員への周知は不十分でした。一方、保護者、子どもへの周知については、入所時にパンフレットを用いて説明されています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長、次長が把握する社会的養護の現状や問題点は、現場職員が認識している内容と一致しています。また、それらの内容は毎年発刊されている事業概要(事業報告)にそれぞれ、「生活支援」、「学習支援(学ぶ教育)」、「作業活動(働く教育)」、「年長児童支援」、「健康管理(栄養・保健衛生)」、「退所児童のケア」、「地域との交流事業」などに分けられ、それぞれ現状や問題点が整理されています。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>社会的養護をとりまく環境を的確に把握し、児童相談所が近いというメリットを活かしながら社会のニーズに対応しています。具体的には、発達障害や精神障害など重複障害のある子どもについては、他の専門機関と連携しながら、場合によっては繋ぐなどして取り組んでいます。また、空き寮(男子寮:8室)を利用し、一時保護受託寮</p>		

として2019年より受け入れを開始しています。実人員、延べ日数、平均保護日数とも増加しており、このことから社会のニーズに応えていることが伺えます。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設は県立施設であるため、「香川県社会的養育推進計画」(2020年3月策定)を受審施設の中・長期計画として評価しました。その結果、「香川県社会的養育推進計画」が掲げる5つの基本目標のうち、受審施設の施設種別(児童自立支援施設)に沿った目標である「子どもの最善の利益の優先」、「在宅で生活している子どもと家庭への支援」では、評価項目1で指摘した理念・基本方針(5つの基本姿勢)などに明文化されるとともに、施設長自らもそのことについて発言されています。また、具体的な支援では、中卒後の支援として「斯道学園ケース会議(五者懇談会)運営要領」に基づく「五者懇談会」(児童本人、保護者、出身(小)中学校、児童相談所 及び 斯道学園(みねやま分校を含む)が参加)の開催や退所後5年間のフォローアップ、アフターケアの取組などがあります。前述の通り、2022年度は本計画が策定され3年が経過することから、実施状況の見直しがなされるよう期待しております。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・③
<p><コメント></p> <p>評価項目1,2で述べたように、事業概要(事業報告)はあるものの、単年度の計画(事業計画)は策定されていません。したがって、県の施設として予算や年間行事予定、業務分掌表(組織図)などは当然中・長期計画や昨年度の事業概要(事業報告)に基づき立てられていますが散在しています。一方、事業概要(事業報告)には、理念・基本方針(5つの基本姿勢)だけでなく、「所属目標」、「所属スローガン」、「行動指針」、「所属メッセージ」が明記されています。したがって、まずは事業概要(事業報告)を職員全員に配布されるとともに、前述の4つの内容を含めた事業計画を作成され、全職員に配布、周知されてみてはいかがでしょうか。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・③
<p><コメント></p> <p>評価項目5で指摘のとおり、事業計画が策定されていません。まずは、策定されることを期待するとともに、事業概要(事業報告)に記載されている「所属目標」、「所属スローガン」、「行動指針」、「所属メッセージ」が明記され、評価項目8,9で述べるとおり、運営会議や職員会議での検討や見直し、周知がなされることを期待しております。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業概要(事業報告)は各寮に備え付けられていますが、前述の通り事業計画が策定されていないため、子どもや保護者などへは行事予定をもとにした説明や理解の促しにとどまっています。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設は、各寮で開催される寮会議(週1回)、衛生委員会(月1回)、食事委員会(2月1回)をもとに、評価項目4で述べた五者会議や自立支援計画策定会議で支援計画の方針が検討されています。そして、上位会議である職員会議(月1回)やみねやま分校教員との合同職員会議(月1回)、施設長、次長、寮長などが参加する運営会議(都度開催、概ね2週1回)で方向性が決定されています。職員会議や運営会議については、コロナ禍でその開催は大変かと思いますが、年度初めや年度末の区切りには関係職員が集まり、受審施設の今後や現状を検討する機会をより多くもたれることをしてみたいでしょうか。そのきっかけとして、前述の事業計画の検討を期待しております。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現施設長が就任してから、自己評価が組織的に実施され、集計されるようになってきました。また、香川県が実施のチャレンジ目標の設定では、施設長、次長がそれぞれの目標を明文化し、改善に努めています。なお、前回の社会的養護施設第三者評価から改善されている部分も見られるが、事業計画の子どもや保護者などへの周知は相変わらず不十分であり、改善を期待しています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>施設長の職務、権限、責任は「香川県事務決裁規程」および「香川県出先機関事務決裁規程」に基づく旨、「斯道学園管理規程」に明文化されています。また、事業概要(事業報告)ならびに広報誌「いわまつ」(年2回発行、保護者・児童出身学校・子ども女性相談センター・家庭裁判所など関係機関へ送付))に巻頭のあいさつとして、施設長としての支援の在り方やその方向性について毎回考えを述べています。あわせて、危機管理に関するあらゆるマニュアルにおいて、施設長としての役割が明文化されています。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、前職には児童相談所で約10年間の実績を積み、法令をはじめとする社会的養護に関する知識、技術、経験とも申し分ありません。また、年に1回開催される法定研修「全国児童自立支援施設協議会施設長研修」の受講と施設長会議へ参加され、施設長として遵守すべき法令の理解について、絶え間ない努力をしています。</p>		
<p>II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長、次長は、毎日各寮で子どもとともに昼食をとったり子どもと共にスポーツをしたりするなどして、現場の状況を常に把握するよう努めています。施設長からは、いろいろな価値観をもった年代の異なる職員が働いている中で、職員との会話と普通の感覚を大切にすることを常に心掛けているということが伺えました。また、職員からのヒアリングによると、業務中の困ったことや悩みについては、施設長や次長に相談しやすい環境であることも確認できました。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>子どもの支援が多様化・複雑化する中で、可能な限り自立支援計画の策定に関する期間を延長するなど業務の効率化がすすめられています。一方、経営の効率化においては、受審施設が県立の施設であることを鑑みて特性上限界があることから、必ずしも受審施設の考えがすぐに反映されるわけではありません。そこで、毎年10月～12月に開催される香川県本庁のヒアリングや要望書の提出を試み、適正な人員配置や働きやすい環境作りに努めています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	①・b・c
<p><コメント></p>		

<p>社会福祉士の有資格者6名、精神保健福祉士の有資格者1名、公認心理師の有資格者2名、保健師の有資格者1名など、他の社会的養護施設と比較しても専門職の体制整備については目を見張るものがあります。また、職員からも社会的養護に必要な国家資格取得の希望や取組がヒアリングによって確認できています。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>香川県の方針として、一つの施設に最長6年まで所属させ、様々な経験と実績を積みませるという方針に基づき定期的な配置転換がなされています。一方、子どもにとっては慣れ親しんだ担当職員の変更は精神的不安を駆り立てる危険性があることから、現場の状況から定期的な配置転換が理にかなっているかは疑問との意見もあがっています。また、若い職員が多く年齢構成に関し検討する余地も見られており、今後も現場の声を継続的にあげていかれることを期待しております。</p>		
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年次有給休暇の取得日数は、労働者1人平均取得日数約6日(2020年度)であり、全国平均8.2日(産業「医療・福祉、厚生労働省「就労条件総合調査」2020年より)には及びません。今後、適正な取得が求められます。一方、育児休業取得実績は2名、出産補助休暇(出産後3年間取得可能)利用者1名(男性)であるとともに、育児のため仕事を離れていた職員へは育児休業中の研修(1年に2回)が用意されているとともに、復帰後2週間の間に復帰後の研修が整えられており、育児休業中の職員へは手厚い支援制度が準備されています。また、人事異動の希望については毎年10月に個別面談の機会を準備するとともに、メンタルヘルスへの対応では香川県庁職員課の心理職が対応する体制が整えられています。</p>		
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>香川県の方針で、「期待する職員像」に沿った研修が準備されているとともに、目標管理制度による目標作成に基づいた評価(1次評価者:次長、2次評価者:施設長)が行われています。この評価に基づき、職員の配置、異動、昇進、昇格が実施されています。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>前述の通り、受審施設においても3つの支援(子どもの自立支援、保護者家庭支援、地域社会支援)が行える職員として、「期待する職員像」が設定されています。受審施設では、それらを実現するための研修3つ(「園外研修」、「園内研修」、「関係協議会への参加」)が用意されています。近年、コロナ禍で参加が叶わない状況が続いていますが、「園外研修」では多くの研修に参加されています(2020年7研修・延べ8人、</p>		

<p>2019年16研修・延べ15人、2018年21研修延べ33人)。「園内研修」は、職員研修として年10回程度(心理関係、衛生関係、会計事務関係と外部者による研修に加え園外研修参加者による伝達研修)開催されています。また、「関係協議会等への参加」では、2020年は9回、2019年は15回、2018年は17回派遣されています。加えて、関係大学にも講師を派遣し、各職員の知識、技術の習得を支援しています。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>香川県では、勤続年数に応じた研修が用意され(4月の2週間)、加えて、新人には受審施設内のOJTによる研修、全国児童自立支援施設職員研修新任研修の受講支援をしています。また、関係国家資格の受講を検討している職員へは、香川県として関連図書の貸し出し支援も行っています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生の受け入れは、「実習生受け入れマニュアル」、「実習生の手引き」を作成しそれに基づき実施されています。実習生の受け入れ実績は、2020年度は社会福祉士実習1名、保育士実習5名、2019年度は保育士実習5名、2018年度は保育士実習4名となっています。今後は、今以上に国家資格取得予定者の実習を広く受け入れることを期待しております。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページでは、香川県の規程に基づき、適切に公表されています。施設概要をはじめパンフレットはもちろんのこと、特に、事業概要(事業報告)が閲覧できることは、特筆に値します。あわせて、ホームページは色を使い見やすいレイアウトになっています。また、広報誌も年2回発行され、保護者をはじめ関係機関へ送付されています。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>香川県子ども家庭課の指導監査をはじめ委員監査(監査委員事務局)、会計監査、包括外部監査、内部監査、会計自主検査など規程に基づきチェックする機会が設けられるとともに、その際に指摘された点について改善報告をしています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>児童自立支援施設という性格上、子どものプライバシー保護の問題もあり地域交流は限られますが、「生活学習発表会」、「ひな祭り茶会」、「卒業を祝う会」などには後援会(OBや地域の方で構成)の方などを招待しています。また、近隣の障害者福祉施設との交流やボランティアの受け入れなどにも取り組んでいます。広報紙は更生保護女性会、民生児童委員、警察、自治会長、見学者などに配布し、啓発にも努めています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入マニュアルを作成し受入の基本姿勢を明文化し、講演会、BBC(学習支援、余暇支援)、テニス練習指導などでボランティアを受け入れています。しかし、2020年度は、コロナ禍によりボランティアを受入実績は2名にとどまっています。コロナウィルスの感染拡大が収まるまでは対面でのボランティア受け入れは厳しいようですが、BBCの方々とも子どもたちの関係が途絶えてしまうのも残念です。そこで、たとえば学習支援ボランティアなどはリモートを取り入れるなど工夫してみてもいかがでしょうか。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>児童の自立支援計画作成時や退所時には関係機関との会議を開催しています(五者懇談会)が、それにとどまらず、児童相談所が隣接しており、かつ児童相談所の地域支援事業部門(市町村連携)職員が職員室で執務しており、また、敷地内にある「みねやま分校(小・中)」教員室も職員室を共用しているため、日常的に三者の密な連携とコミュニケーションが図れています。また、定期的・必要時に警察署、家庭裁判所、少年鑑別所、福祉事務所、要保護児童対策協議会などとの連絡会や協議会が持たれています。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所との連絡会や高松市の非行防止定例会など他機関主催の会議に出席し、地域ニーズの把握に努めています。しかし、児童自立支援施設としてできる「地域における公益的な取り組み」には限界もあるため、ニーズと取り組みが噛み合っている</p>		

とまではいえません。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>運営方針「3つの支援」の一つに「地域社会支援」を掲げており、事業概要にも「地域の住民の福祉ニーズの把握に努め、それに応じた質の高い福祉サービスの提供を推進する」とし、教育委員会からの要請により「13歳の自立教室」の講師を中学校に派遣するなど、随時講師派遣要請などに対応しています。また、関係機関・団体・学校などからの見学や研修会の受け入れにも対応しています。さらに、2019年より一時保護受託寮を開設し地域ニーズに対応しています。児童自立支援施設としては十分な取り組みといえます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>運営方針の「5つの基本姿勢」に「尊重・合意の姿勢」が掲げられ、「3つの支援」の「子どもの自立支援」の中で「子どもの尊重と最善の利益の考慮」、「子どもの意向や主体性への配慮」、「権利についての説明」がかかげられています。また、「Ⅲ. 運営指針」においても「子どもの権利擁護を基本とした支援」が謳われています。その取り組みとして、職員の外部研修・内部研修、会議での確認、学園独自の権利ノートの作成などに取り組んでいます。また、苦情解決システムや定期的なアンケートの実施、夜の話などを通じて児童からの発信を受け止め状況把握に努めています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>2017年の男子寮・女子寮の竣工により居室は原則個室となっているなど、ハード面においてはプライバシーに配慮された快適な環境が整っています。また、入所時やそれ以降の必要な時に、プライバシー保護について説明しています。文書類の管理については県立施設のため香川県の行政機関個人情報保護法が適用され、これに準拠しています。さらには、受審施設独自のプライバシー保護に関する規程・マニュアルがないため、今年度中を目標に作成中です。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	①・b・c

<p><コメント></p> <p>運営方針「3つの支援」の「子どもの自立支援」の中で「(3)入所時の説明等、(4)権利についての説明」を明記し、入所前の見学時にはパンフレットや日課表などを用いて施設での生活、ルール、支援について児童・保護者に丁寧の説明しており、納得と同意を前提として受け入れています。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「斯道学園管理規程」の第30条(計画的なケアと説明)において「ケアは、児童自立支援計画票に基づき計画的に行う。2 計画の策定に際しては、児童、保護者、関係機関等の意見を尊重するとともに、その内容を適宜、児童、保護者、関係機関等に十分説明し、理解を得る。」と定められており、「アセスメントの手引き」、「斯道学園自立支援計画策定要領」、「斯道学園ケース会議(五者懇談会)運営要領」に基づき、児童や保護者の意思の反映、自立支援計画への同意を前提に取り組みられています。また、児童入所後も保護者と日常的に連絡・情報共有を行い、保護者の意見や希望を聞いて随時支援に反映させています。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「斯道学園管理規程」の「第9章 アフターケア」に、フォローアップ事業(第45条)、アフターケア事業(第46条)について定められています。また、支援の内容や措置変更、地域家庭への移行支援にあたっては、児童・保護者の希望を参考に、児童・保護者に自立支援計画書を提示して確認してもらうとともに、「フォローアップ事業実施要領」に基づきフォローアップ計画が立てられ、退所後1年間の訪問支援活動が行われています。加えて、「アフターケア事業実施要領」に基づき退所後5年間は相談支援活動も行っています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「斯道学園管理規程」の「第6章 直接処遇職員の姿勢等」の中で、人格の尊重等(第36条)、一貫性、継続性の確保(第37条)、秘密の厳守(第38条)、虐待の禁止(第39条)などを明記しており、それを遵守実行するための規程・手引きなども整備されています。意見箱の設置、担当者との生活場面面接、定期的な心理面接、生活アンケートなどを通じて、買物、外出、寮ごとのレクリエーションなど様々な希望を聞いていますし、女子寮では児童会も開かれています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>「斯道学園管理規程」第34条(苦情処理)および苦情解決制度実施要綱・苦情解決制度実施要領に基づき、苦情解決体制が整備されています。意見箱や生活アンケートだけでなく、直接の訴えや第三者委員への相談などがあれば委員会において検討し解決対応しています。また、香川県運営適正化委員会が行う調査にも協力しています。これらの苦情案件や解決対応経過はきめ細かく記録に残され管理されていますし、職員間で共有されています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>日常生活のあらゆる生活場面における聴取はもとより、意見箱設置(学園内4か所)、生活アンケートの実施、週1回の担当職員との時間、宿直職員との「夜のお話」の時間、月1回の心理担当職員との面接など様々な機会を設けて子どもの発信を受け止めています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「斯道学園管理規程」第34条(苦情処理)および苦情解決制度実施要綱・苦情解決制度実施要領に基づき、苦情解決体制が整備されています。要綱に基づき責任者、受付担当者、第三者委員2名を委嘱し、検討委員会において対応や解決策を検討しています。これらの苦情案件や解決対応はきめ細かく記録に残され管理されていますし、職員間で共有されています。子どもの希望から改善・実施された例として、おやつの種類やゆっくり入浴の実施などがあります。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「施設内事故・事件対応マニュアル」、「斯道学園における体育活動中の事故防止について(事故防止の手引き)」、「無断外出対応マニュアル」、「警察官の臨場要請の基準について」、「職員の負傷に関する被害届提出の基準について」など規程やマニュアルが整備されており、職員研修への派遣や内部研修も実施しています。また、ヒヤリハット・事故は大変細かな事例に至るまで毎月開催される衛生委員会に報告・検討され、記録にも残されています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「食中毒、ノロウイルス感染症等発生時の初動対応マニュアル」、「斯道学園におけるインフルエンザ施設内感染予防・対策マニュアル」、「嘔吐物処理マニュアル」、「熱中症対策マニュアル」、「新型コロナウイルス感染予防・対応マニュアル」などほぼ完璧に整備しています。あわせて、園外研修へ派遣したり、職場内においても医師や保健師を講師に感染症研修を実施したりするなどして、職員の感染症対策の意識・力量</p>		

向上に積極的に取り組んでいます。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「斯道学園・みねやま分校消防計画」、「南海トラフ地震防災規定」、「洪水時の避難確保計画」、「香川県立斯道学園土砂災害に関する避難確保計画」、「地震対応マニュアル」、「弾道ミサイル発射時の対応マニュアル」、「避難訓練実施要領」などを整備し、「避難訓練実施要領」に基づき、月1回地震や火災などを想定した防災避難訓練を実施しています。また、今年度中を目標に「事業継続計画」(BCP)を作成中です。さらに、災害だけでなく「不審者等への対応マニュアル」、「施設内事故・事件対応マニュアル」、「警察官の臨場要請の基準について」なども整備し防犯・事故対策にも取り組んでいます。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「斯道学園管理規程」の「第6章 直接処遇職員の姿勢等」、「第7章 寮舎の運営」、「第8章 地域の支援体制づくり」に支援の標準的な実施方法や姿勢が明記されており、また、「アセスメントの手引き」、「斯道学園自立支援計画策定要領」、「斯道学園ケース会議（五者懇談会）運営要領」、「斯道学園ケース検討会実施要領」、「フォローアップ事業実施要領」、「アフターケア事業実施要領」、「特別日課実施要領」などに支援の細かな手順や方法がわかりやすく定められています。さらに、運営方針の「5つの基本姿勢」「3つの支援」の中にも児童の尊厳尊重、自立支援、権利擁護の姿勢が明記されています。職員は年度初めの会議においてこれらを確認するとともに、都度個別的に助言を得ながら対応しています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>例えば、「斯道学園自立支援計画策定要領」は2015・2017・2018・2019年度に改訂されています。また、「斯道学園ケース会議（五者懇談会）運営要領」は2015・2017・2018年度と毎年のように見直しが図られています。このように、規程やマニュアルに基づいて標準的な支援業務遂行に取り組みながらも、現実に合わない部分や手続きが複雑な部分などは柔軟に見直しが行われています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	①・b・c
<p><コメント></p>		

<p>精緻に作りこまれた「アセスメントの手引き」、「斯道学園自立支援計画策定要領」、「斯道学園ケース会議（五者懇談会）運営要領」、「斯道学園ケース検討会実施要領」、「児童自立支援計画策定・実施手順」および「アセスメント用情報収集シート」、「児童自立計画票」などの関連様式に基づき、入所後概ね2か月を目途に、適切かつ丁寧にアセスメントおよび自立支援計画策定が行われています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「斯道学園自立支援計画策定要領」第5条の2(アセスメントの継続)に基づき、施設長、次長、各寮長、基幹的職員による自立支援計画作成会議を実施し、少なくとも5か月以内に自立支援計画の評価・見直し・再策定を行うこととされています。ケースの状況によっては、期間にこだわらず1ヶ月程度で評価・見直しを行い、支援の方向性を修正する場合があります。計画の実施に当たっては、都度、児童・保護者も含めた「斯道学園ケース会議（五者懇談会）運営要領」に基づく五者懇談会で共通認識形成を図っています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ケース記録は細かな内容まできちんと記録にとどめられ、かつ「措置関係書類」、「主要経過書類」、「自立支援計画」、「特別日課(個別プログラム)」とともにきちんと整理して綴じられており、きわめて参照しやすく管理されています。また、「斯道学園ケース会議（五者懇談会）運営要領」、「斯道学園ケース検討会実施要領」に基づき、朝夕の引き継ぎ、寮会議及び日誌、記録の回覧、パソコン上での記録確認など、情報交換できるシステムが整えられており、共通認識・職員連携・情報共有のもとで支援が展開されています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童ひとり一人のケース記録、行事や会議などの記録、食事や医療受診記録など、きちんと作成され分類整理され保管されています。また、県の情報管理規程に基づき、資料は機密性の重要度付けを行い、厳格に保管管理されています。さらに、受審施設独自の個人情報保護規程、個人情報保護マニュアルを今年度中に作成予定です。</p>		

内容評価基準（27項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

	第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護	

A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉑・c
<p><コメント></p> <p>「香川県立斯道学園理念」、「斯道学園管理規程」などにて子どもおよび職員の権利擁護が明記されており、マニュアルなどは定期的に見直しと更新を行っています。支援計画作成の過程では、子どもの担当職員が基本情報をもとにアセスメントシートを用いながら作成、寮長がチェックしています。施設長、職員は定期的に権利擁護に関する外部研修を受講しており、毎年のスローガン作成や職員に復命をしています。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの行動制限などは、規程やルール、マニュアルなどに即して行われています。マニュアル、「特別日課実施要領」、「児童自立支援における限界の基準について」などが定められています。問題行動を起こした児童に対して、特別支援日課プログラムを組み、マニュアルに沿った形で運用し、寮会議で慎重に検討したうえで実施しています。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>入所時に子どもが理解しやすいよう説明されていますが、子ども向けの資料などは使用していません。施設長へのヒアリングでは、「子ども向けの権利ノートを作成しているが、それに基づいた説明までは行えていない」とのことでした。入所時に権利ノートの使用・配布などを行うことで、子どもの権利擁護や社会規範への理解を深めてみてはいかがでしょうか。</p>		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>担当職員が、個別に子どもと面談する時間を毎月設けています。各寮では寮会議が毎週開催されており、子どもの生活の様子を共有するとともに、支援計画の見直しや改善を行っています。また、問題行動を起こしやすい子どもは、寮の職員室に近いところに入所させたり、男子寮、女子寮はその子どもの特性に応じてお風呂の時間、学習の時間などを柔軟に変更したりしています。受審施設内には意見箱が設置されており、毎月職員が投函のチェックを行っています。</p>		
A-1-(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑤	A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>意見箱にて子どもの意見を確認するとともに、受審施設独自で生活アンケートが定期的実施されています。アンケートの記入用紙には記入例、漢字にはルビが振られており、子どもが意見を書きやすい工夫がなされています。子どものお小遣いは、そ</p>		

<p>れぞれ通帳を作成し毎月振り込まれていて、子どもが確認することができます。週末には職員がショッピングに同行しています。また、「ゆっくり起床」、「ゆっくり入浴」といった個別に自由な時間で日課が行える時間を設けて、普通に生活する感覚を養う支援を行っています。</p>		
<p>A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑥	A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>マニュアル、「斯道学園理念」、「斯道学園管理規程」、「フォローアップ実施要領」で退所支援について明記されています。入所期間中(4~5か月毎)および措置解除の際には、児童相談所も含めた五者懇談会が開催されています。学業面では、退所した子どもの9割が進学しています。子どもが希望する学校や生活を適切にヒアリングして、退所後の支援につなげた記録があります。</p>		
A⑦	A-1-(4)-② 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>退所後支援事業は、マニュアルをもとに適切に実施しています。退所後1年間の支援を行うフォローアップ事業、その後5年間の支援を行うアフターケア事業を実施した詳細な記録があります。退所前には継続的な支援が受けられる旨を子どもとその保護者に説明しています。また、退所後の社会・家庭復帰がうまくいかなかった子どもを受け入れて、生活が安定するまで支援したケースもあるとのことです。</p>		

A-2 支援の質の確保

<p>A-2-(1) 支援の基本</p>		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>毎週開催される寮会議にて担当職員と子どもの様子を共有するとともに、担当職員は子どもとの面談の時間を毎月設けています。日々の生活場面では、寮長が子どもの要望をヒアリングして様々な企画を実行しています。男子寮では、市内のグラウンドを借りてサッカーをしたり、釣り好きな子どもが入所中の際は海釣りに行ったりしています。女子寮では、料理教室や子どもが主体となって話せる児童会の開催などが行われています。街中にある施設という特性を活かして、近くのショッピングモールなどへの買い物支援も積極的に行っています。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年施設の目標、スローガンを設定して各寮に掲示されています。決まりごとや日々の日課などは子どもの目につきやすい高さ、文字の大きさに掲示されています。共同で使用するもの(トイレや洗濯機、浴槽など)については、使い方を掲示するだけ</p>		

<p>でなく職員が子どもに付き添って正しい使い方を指導しています。社会との交流は受審施設の性質上困難ななかでも、支援者を募ったり、地域の清掃活動に参加したりして社会参加に努めています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>加害行為の内省を促すための支援は、「特別日課要領」に基づいて実施されています。支援内容は加害状況を目撃した職員やその子どもの担当職員が原案を作成し、寮会議などで寮長や心理担当職員の指導・助言のもとで行っています。また、特別支援日課の実施前には子どもになぜ特別日課を行う必要があるのかを説明し、特別日課終了後にはその振り返りを行って、理解が困難な子どもが理解しやすいよう努めています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑪	A-2-(2)-① 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>個別に食育計画が作成されています。給食の献立は、年間、月間、週間それぞれ作成されています。子どもには給食の献立が1週間分掲示されています。食後の食器は、職員や調理職員がそのまま下げるのではなく、子どもが軽くゆすぐなどしています。メニューは季節感を感じられるよう組み立てられており、香川県の郷土料理、「しっぽくうどん」など伝統料理も提供されています。給食以外でも、クレープを焼いたり、オムレツを作ったりする調理実習を行っています。その他、調理業務受託業者と連携して給食を作る過程の見学、厨房機器の使い方指導、衛生管理方法などが体験できる企画を実施しています。栄養士へのヒアリングでは、「これからもっと子どもの食育の機会を増やしていきたい」とのことでした。</p>		
A⑫	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>支援計画には食生活やアレルギーに関する項目があり、栄養計算表ではカロリーやPFCバランスなどが詳細に記載してあり、栄養バランスを考慮した献立作成が行われています。給食の担当者会で、食材の量や味付けなどを協議しています。半年に1回食事アンケートを実施しています。アンケート結果は集計・グラフ化されており、子どもの嗜好や要望がわかりやすくまとめられています。その集計した具体的な数字をもとに味付けの濃さや食材の量などを担当者会や給食委員会で提案しています。給食委員会は担当者会とは別に1年に2回開催されており、保健師や調理業務受託業者も参加して食事基準や栄養指導など、給食全般の方針決定をする場となっています。栄養士へのヒアリングでは、「食材はできるだけ国産のもの、良いものや地元でとれたものを積極的に使用している」とのことでした。子どもの誕生日には子どもに好きな食べ物をヒアリングして、献立に反映しています。</p>		
A-2-(3) 日常生活等の支援		

A⑬	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>衣服は毎日洗濯をしており、古くなったり小さくなったりした際はその都度交換されています。また、衣替えを実施して季節に合った衣服を着用するよう努めています。穴が開いたり破れたりしたもので簡単な修繕は子どもが行えるよう支援しています。毎週末には、「寮活」が行われており、シーツ交換、衣類のチェック、上履きや外履きを洗うなど子ども自ら行えるよう支援しています。</p>		
A⑭	A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>寮の部屋は個室で扉があり、エアコンがそれぞれの部屋に完備されています。毎日10分間掃除の時間があり、毎週末には、「寮活」という時間があります。居室の掃除を行うとともに、居室内の設備点検や物品の補充を行っています。「巡視チェックリスト」、「ヒヤリハット」などで室温管理および設備不備のチェックを行い、毎月開催される安全衛生委員会で情報共有されています。また、年末には大掃除があります。そして、子どもが退所後にも同世代の話題についていけるよう、最近流行しているCDやDVDを揃えており、休日に貸し出し・視聴が可能です。このように、快適に暮らせる空間づくりが行われています。</p>		
A⑮	A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>スポーツ活動については、野球、テニス、マラソンなどのクラブ活動が行われています。日々の生活では、「趣味活動の時間」があり、週末は併設する体育館を希望する子どもに開放しています。文化活動については、学園祭の開催や、「徒歩の旅」など(コロナ禍により現在は休止)を積極的に行っています。活動の中での生徒の怪我や生徒同士のトラブルなどは、ヒヤリハットや事故報告書に詳細に記載されており、安全対策も行われています。また、入所式や卒業式などを受審施設独自に開催しています。</p>		
A-2-(4) 健康管理		
A⑯	A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>女兒には保健師による入所時の保健指導が行われています。保健師へのヒアリングでは、「今年度からは男子も保健指導を実施している。今後は退所時の保健指導も今後検討していく」との事でした。毎日の健康チェックの中で体調が気になる子どもは職員から保健師への報告が行われます。保健師は、学園祭の救護班や課外活動を担い、同行をしています。また、インフルエンザやコロナウィルスワクチンの予防接種が、実施されています。子どもの予防接種を望まない保護者がいる場合は協議を行うな</p>		

<p>ど、柔軟に対応しています。受審施設内では子どもの定期検診が行われています。そして、入所中の子どもの検診や通院日などの受診した一覧表が作成されています。</p>		
A⑰	A-2-(4)-② 身体健康(清潔、病気等)や安全について自己管理ができるよう支援している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>毎日朝夕の検温、食事量を記録してみねやま分校に報告しています。各部屋の前には手指消毒用アルコールが設置されています。歯磨き指導、感染症予防、熱中症予防の指導などを保健師が主体となって実施しています。子どもの清潔保持については毎月1回、散髪をする機会があります。誤薬や物品の破損、その他小さなこともヒヤリハットに具体的に記載されて改善策も適切に実行されています。子どものケガなどは事故報告書に改善策も含めて記入されています。事故の未然防止、再発防止に努めています。</p>		
A-2-(5) 性に関する教育		
A⑱	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>心理担当職員が個別の状況に応じた心理面接や来談者中心療法をベースとした性教育プログラムを実施しています。このプログラムは、既存のものを教科書通り実施するのではなく、子どもに応じて受審施設独自でオリジナル教材を作成して実施しています。心理担当職員は、心理療法事例検討委員会にも参加しており、現場の支援に活かしています。</p>		
A-2-(6) 行動上の問題に対する対応		
A⑲	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように徹底している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもにはトラブルを未然に防ぐため、入所時に身体接触禁止などの生活ルールを説明しています。寮は全部屋完全個室のため閉鎖的空間になりがちですが、子どもの個室の場所を個々の性格特性によって移動させたり、使用してない部屋を施錠したりするなど、隠れた加害行為や差別が発生しない環境づくりに努めています。子ども同士の暴言などのトラブルには特別日課を実施したり、ヒヤリハットを作成したりするなどしています。また、受審施設内には、「児童相談所虐待対応ダイヤル」のポスターが掲示しており、外部の相談窓口を子どもに知らせています。</p>		
A⑳	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>生活歴や問題行動、喫煙や飲酒、非行歴などについて詳細なアセスメントがあり、五者懇談会で協議されたうえで自立支援計画に課題や目標が設定されています。日々の子どもようすは毎朝、みねやま分校の教員に申し送られ、下校の際には教員から生活支援員に申し送りがされています。授業中に見守りが必要な子どもがいる際は、寮の職員が学校の授業に補助員として参加することもあります。生活面や登校中に問題行動があった場合、寮会議などで協議しながら特別日課を実施しています。当時の言動や気持ちを紙に書いてその時の気持ちを振り返ったり、担当職員と一緒に受審施</p>		

設内外の清掃を行う中で相談に乗ったりして内省を促す支援が行われています。		
A-2-(7) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設内に心理面接専用の心理室が設置されています。心理担当職員が毎月1～2回は必ず子どもと面談の機会を設けるとともに、必要に応じて面談の回数を増やしたり、知能検査や心理療法などが行われたりしています。特別配慮が必要な子どもに対しては、児童相談所の心理職員と協議して心理的ケアを行っています。心理職員が中心となってアンガーマネジメント講座を実施しています。心理担当職員は一時保護所の当直業務なども積極的に行っています。心理担当職員へのヒアリングでは、「最近ではコロナ禍で面会や外泊ができないことのストレスについて特に気を配って面談している」とのことです。また、職員同士の支援による心理的ストレスの緩和のため、県独自のトレーナー制度(ベテラン職員とマンツーマンで1年間スーパービジョンが受けられる制度)を積極的に活用しています。</p>		
A-2-(8) 学校教育、学習支援等		
A㉑	A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>小学校と中学校は、同敷地内に併設されているみねやま分校で学校教育が行われています。分校や原籍校、敷地の目の前(約20メートル先)にある児童相談所などを含めた五者懇談会で支援計画を共有しながら子どもの教育支援が行われています。進学率は約9割です。街中にある受審施設で通学時の利便性が確保されています。</p>		
A㉒	A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>部屋は全室個室で、集中して勉強ができる環境設備が整えられています。また、図書室で書籍を借りることが可能です。日課の中には宿題の時間が毎日45分、週末は1時間設定されています。寮によっては一般教材を使用した認知強化トレーニングを導入しています。現在はコロナ禍で中止となっていますが、学習ボランティアの受け入れも行っています。資格取得については、漢字検定を実施しています。また、商業科に通う高校生がいた時は、パソコンのキーボードを貸し出してタイピング練習などをさせて検定に臨んだこともあるそうです。</p>		
A㉓	A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>みねやま分校で夏のボランティア職場体験を実施していますが、受審施設独自の職場実習・体験に関するマニュアルはありません。職員へのヒアリングでは、「職場実習やアルバイトなどの取り組みは実施している」という一方で、「子どもの特性について事前に理解を得る必要があり、施設や職員と繋がりのある職場に偏り、幅広い</p>		

<p>職種より選択ということが難しい」という声がありました。子どものソーシャルスキルトレーニングが積極的に行われているようなので、その一環として今まで関わりのない業態への職場見学の企画、マニュアル化などチャレンジしてみたいかがでしょうか。</p>		
A⑳	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>進路指導は基本的にみねやま分校の教員が行っていますが、進路相談は五者懇談会で本人の能力や主体性を重んじた協議がされています。また、日常生活の中で生活支援員が子どもの進路の悩みについての相談を受けたり、助言を行ったりしています。進路が決定して退所した後も、アフターケア事業やフォローアップ事業などで、自分の決めた進路を歩めているか確認しています。</p>		
A-2-(9) 親子関係の再構築支援等		
A㉒	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>両寮長が家庭支援相談専門員と個別対応職員を兼ねており、子どもや保護者、関係者の支援にあたっています。保護者と対面する際、本児の状況(生活面や学習面)を伝えたくて、面会→面会外出→外泊と支援が段階的に行われています。また、職員のヒアリングでは、「他の自立支援施設と比較して、入所時から保護者との連絡や面会などが頻繁に行えている」とのことでした。子どもの状況に応じて、家庭訪問も実施しています。施設内には親子で一時的に泊まれる、「親子支援居室」が設置されています。また、要保護児童対策地域協議会で入所状況など施設情報の報告・共有が行われています。</p>		
A-2-(10) 通所による支援		
A㉓	A-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。	a・㉔
<p><コメント></p> <p>非該当</p> <p>※通所支援事業は行っていないため</p>		